

令和4年3月17日

ご関係者各位

社会福祉法人ウエルガーデン

面会制限（継続）について

当法人のサービス提供区域における「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」は令和4年3月21日の期限をもって解除されることになりましたが、高齢者施設でのクラスター発生は依然として続いており、感染拡大防止に向けた取組としてオンライン面会等の対応が望まれている状況です。

つきましては、**令和4年4月21日までは対面面会を中止**させていただき、**オンライン面会を継続**させていただきます。

以後の対応につきましては地域の感染状況により対面面会に移行できるよう検討して参りたいと存じます。ご不明な点は各事業所にお問い合わせください。

皆様の大切な方々をお守りするために、どうぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。